

相続に関する相談事例 ～ 配偶者に係る相続税法の規定と活用の留意点 ～ その10

シリーズで、相続に関する相談事例について解説しています。第10回目は、配偶者に係る相続税法の規定と活用の留意点のうち、「配偶者に対する相続税額の軽減」について解説します。

Q1. 配偶者が相続によって取得財産には、一定の額までは相続税が課されないと聞いています。このような制度が創設された趣旨と創設後の改正の経緯などについて教えてください。

A 配偶者が取得する財産は、生前の夫婦の協力により蓄積されたものであること、残存配偶者が死亡した場合には、同一世代に2回課税することになるため、税負担を軽減させる必要があると認められたことからこの制度が昭和25年に創設されました（相法19の2）。

制度創設当初は「課税価格を軽減」する方法によっていましたが、昭和33年以降「税額軽減制度」に改正されています。

Q2. 配偶者が相続する場合には、相続税が課されないと聞いています。どのような制度ですか。

A 配偶者に相続税が課されないのではなく、配偶者が実際に取得した正味の遺産額について、法定相続分又は1億6千万円のいずれか多い金額までの部分に対する税額が、配偶者の税額軽減の適用を受けることによって控除されます。そのため、配偶者が法定相続分又は1億6千万円以下の額を相続する場合には、納付する税額がないことになります。

●配偶者に対する相続税額の軽減規定の合理性（名古屋地裁：平成16年7月14日判決）

配偶者に対する相続税額の軽減規定は、被相続人の配偶者が相続により財産を取得しても、これは同一世代に属する者の間の財産の移転であり、次世代である子が相続により財産を取得した場合と比較すれば、通常は次の相続による財産の移転が早く行われることが多いので、その分、税負担を軽減することがかえって負担の公平化をもたらすと考えられること、被相続人と共同生活を営んできた配偶者は、一般的に相続財産の形成維持に何らかの貢献をしてきたと考えられるから、これを税負担の場面でも斟酌するとともに、残された配偶者が、それまでの水準に近い生活を維持できるよう、原則としてその法定相続分の限度で税負担を軽減することは、社会政策的見地からも望ましいと考えられることなどの考慮から設けられたものであり、このような生存配偶者に対する一定の優遇措置は、それ自体、合理性を有しているものである。

Q3. 配偶者が家庭裁判所で相続の放棄をした場合でも、生命保険金の受取人となっていたときは、相続の放棄があっても受取ることができるかと聞いています。その場合、配偶者は相続人ではないことから生命保険金の非課税規定の適用を受けることはできないとされていますが、配偶者の税額軽減の規定の適用はどのようになりますか。

A 配偶者に対する税額軽減の適用を受けられる者は、被相続人との婚姻の届出をした者に限られることから、被相続人の相続人であることは、その適用要件とはされていませんので、配偶者の税額軽減の規定の適用を受けることができます。

そのため、受取った生命保険金の額が1億6千万円以下の金額であれば相続税の申告義務はあるものの、納付すべき税額は生じません。